

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則（平成14年規則第1号）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(店舗面積の算定方法)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の店舗面積は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める用途に供する施設の部分の床面積を合計したものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>銀行等 営業室</u>、ロビー、応接室、ショーウィンドーその他これらに類するもの</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(自転車等駐車場設置(変更)届出書の提出)</u></p> <p>第3条 条例第8条の規定による届出は、<u>自転車等駐車場設置(変更)届出書(様式1)</u>に自転車等駐車場の台数算定表(様式2)及び別表に規定する図面等を添えて行うものとする。</p> <p>2 条例第8条の規定による届出は、自転車等駐車場を設置しようとする施設の新築又は増築が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請及び同法第18条第2項の規定による通知を必要としないものである場合を除き、これらの申請若しくは通知を行う際又は同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した者に対して同法第6条の2第1項の確認を求める際に</p>	<p>(店舗等面積の算定方法)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の店舗等面積は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める用途に供する施設の部分の床面積を合計したものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) <u>飲食店 客室、客室間の通路、厨房、配膳室、待合室、ロビーその他これらに類するもの</u></p> <p>(3) <u>事務所及び銀行等 一般事務室、個室、会議室、集会室、図書・資料室、シュレッダー室、印刷室、電話交換室、営業室、ロビー、応接室、ショーウィンドーその他これらに類するもの</u></p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p><u>(自転車等駐車場の位置、利用方法等の表示)</u></p> <p>第3条 条例第8条の規定による自転車等駐車場の位置、利用方法等の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を記載した表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。</u></p> <p>(2) <u>自転車等駐車場の所有者又は管理者の連絡先及び当該自転車等駐車場の供用時間、自転車等の駐車方法その他の利用方法を記載した表示板を当該自転車等駐車場に設置すること。</u></p> <p><u>(自転車等駐車場の設置の届出等)</u></p> <p>第4条 条例第9条の規定による届出は、別に定める様式による届出書に別に定める様式による自転車等駐車場の規模の算定表及び別表に規定する図面等を添えて行うものとする。</p> <p>2 条例第9条の規定による届出は、自転車等駐車場を設置しようとする施設の新築又は増築が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請及び同法第18条第2項の規定による通知を必要としないものである場合を除き、これらの申請若しくは通知を行う際又は同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した者に対して同法第6条の2第1項の確</p>	<p>店舗以外の部分も面積の算定に含めることに伴う規定整備</p> <p>新規対象施設に係る規定の追加</p> <p>新規対象施設に係る規定の追加等</p> <p>号ずれに伴う規定整備</p> <p>自転車等駐車場の位置、利用方法等の表示方法を規定</p> <p>条例の条ずれ及び様式を別に定めることに伴う規定整備</p> <p>条例の条ずれに伴う規定整備</p>

行うものとする。

(新設)

(自転車等駐車場等立入検査証)

第4条 条例第11条第2項に規定する証明書は、自転車等駐車場等立入検査証(様式3)とする。

様式1及び様式2 (省略)

認を求める際に行うものとする。

(自転車等駐車場の規模の特例)

第5条 条例第10条第1項の規定により基準数値を減ずる場合は、当該基準数値に当該施設の自転車等の駐車需要を減少させる事情に応じて市長が別に定める割合を乗じて得た数値(1未満の端数があるときはこれを切り上げた数値とし、当該基準数値から20を減じて得た数値を上限とする。)を当該基準数値から減ずるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による申請は、別に定める様式による申請書に自転車等の駐車需要が少ない理由を記した説明書を添えて行うものとする。

(自転車等駐車場等立入検査証)

第6条 条例第14条第2項に規定する証明書は、自転車等駐車場等立入検査証(様式)とする。

様式1及び様式2 (削る。)

自転車等駐車場の設置義務の特例に関する申請方法等を規定

条例の条ずれ及び様式の繰上げに伴う規定整備
様式の削除

現行

様式3

(表面)

自転車等駐車場等 No _____

立入検査証

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

交付年月日 _____ 年 月 日 (使用期間1年)

札幌市長 [印]

6cm

9cm

(裏面)

この証明書を携帯する者は、札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例(平成13年条例第30号)に基づき、自転車等駐車場等の立入検査をする者です。

なお、関係条文は、次のとおりです。

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第11条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときにはこれを提示しなければならない。

改正後

様式

(表面)

自転車等駐車場等 No _____

立入検査証

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

交付年月日 _____ 年 月 日 (有効期間1年)

札幌市長 [印]

6cm

9cm

(裏面)

この証明書を携帯する者は、札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例(平成13年条例第30号)に基づき、自転車等駐車場等の立入検査をする者です。

なお、関係条文は、次のとおりです。

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第14条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときにはこれを提示しなければならない。